

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 28 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 76）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

問 1 公的な管理の下で各医療機関に無償で提供されたゼビュディ点滴静注液 500mg（成分名：ソトロビマブ（遺伝子組換え））（以下「本剤」という。）は、保険診療との併用が可能か。

（答）当該医薬品の投与に係る薬剤料に相当する療養部分についてその費用を患者から徴収しない場合については、本剤が既に薬事承認（特例承認）を受けていることから、時限的・特例的な対応として、承認後、保険適用前の医薬品の投与と類似するものとして評価療養に該当するものとする。

問 2 本剤を新型コロナウイルス感染症患者に投与した場合、治療薬の投与に係る新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて、どのように考えればよいか。

（答）本剤を新型コロナウイルス感染症患者に投与した場合は、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにおける「カシリビマブ及びイムデビマブ」を「ソトロビマブ」と読み替えるものとする。なお、本事務連絡（疑義解釈資料の送付について（その 76））の発出日時点で、本剤の投与は入院患者を対象とされていることに留意されたい。

（参考）治療薬の投与に係る新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い

- ・令和 3 年 8 月 27 日保険局医療課事務連絡（その 57）別添の問 1（入院での投与）
- ・令和 3 年 9 月 28 日保険局医療課事務連絡（その 63）別添の問 6（往診での投与）及び問 8（外来での投与）